

財政状況等一覧表（平成19年度）

(単位:百万円)

団体名 玉城町

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
2,341	875	183	3,399

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	4,653	4,513	140	99	0	4,193	
住宅新築資金等貸付事業特別会計	5	35	30	30	1	21	
山村振興事業特別会計	54	53	1	1	17	-	
一般会計等	4,653	4,513	140	99		4,214	

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
病院事業会計	609	576	33	162	169	803	564	法適用企業
水道事業会計	306	216	90	389	1	588	15	法適用企業
介護老人保健施設事業	304	299	5	103	25	230	56	法適用企業
下水道事業会計	100	156	56	153	99	3,915	2,627	法適用企業
訪問看護ステーション事業会計	27	20	7	0	-	-	-	法適用企業
国民健康保険会計	1,283	1,303	20	20	84	-	-	
老人保健特別会計	944	977	33	33	80	-	-	
農業集落排水事業特別会計	261	260	1	1	36	695	598	
介護保険特別会計	817	810	8	8	114	-	-	
公営企業会計等 計				763		6,231	3,860	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
 2. 法適用企業に係るもの以外については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(-)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
わたらい老人福祉施設組合								
(一般会計)	164	156	8	8	-	67	11	
(特別会計)	1,050	998	52	52	-	200	-	
伊勢地域農業共済事務組合	253	230	23	222	-	-	-	法適用企業
三重県後期高齢者医療広域連合	1,157	1,083	74	61	-	-	-	
三重県市町職員退職手当組合								
(うち一般会計)	10,548	9,799	748	748	2,740	-	-	
(うち特別会計)	125	124	0	0	-	-	-	
(うち公平委員会特別会計)	4	2	2	2	-	-	-	
菊狭間環境整備施設組合	148	132	16	16	-	-	-	
三重県自治会館組合								
(うち一般会計)	158	153	6	6	4	-	-	
(うち共有デジタル地図特別会計)	423	421	2	2	-	-	-	
伊勢広域環境組合	2,842	2,814	28	28	-	2,783	249	
三重地方税管理回収機構	286	164	121	121	-	-	-	
一部事務組合等 計				1,266		3,050	260	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社 第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
度会土地開発公社	0	5	2	-	-	88	-	-	
地方公社 第三セクター等 計			2	-	-	88	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
財政調整基金		860	
減債基金		209	
その他充当可能基金		296	
充当可能基金計		1,365	

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	-	2.85		15.00	20.00	病院事業会計		34.3	
連結実質赤字比率		25.32		20.00	40.00	水道事業会計		132.5	
実質公債費比率	12.7	11.2	1.5	25.0	35.0	介護老人保健施設事業会計		32.6	
将来負担比率		56.5		350.0		下水道事業会計		311.2	
財政力指数	0.80	0.76	0.04			農業集落排水事業		18.9	
経常収支比率	93.0	76.8	16.2						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(-)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。